

令和5年9月25日

誰もが「自分らしく生きられる社会」にするために（会長談話）

愛知県司法書士会
会長 細井久史

当会は、平成30年には性的少数者が直面する課題が身近な問題であるとする契機とするべく、「司法書士といっしょに考えるセクシュアルマイノリティ」と題し市民公開講座を開催し、また、同年から名古屋レインボープライドにおいて相談会を開催するなど、国民の権利を擁護する司法書士としてどのような役割を果たせるかを模索し実践してきた。そして、今後も続けていく所存である。

今年、同性間の婚姻を認める規定を設けていない民法及び戸籍法の婚姻に関する諸規定が憲法に違反するとして争われ、全国5つの地方裁判所に係属していた事件の判決が言い渡され、札幌地裁及び名古屋地裁では「違憲」、東京地裁及び福岡地裁では「違憲状態」との判断が示された。

また、これらの諸規定を合憲と判断した大阪地裁においても、「同性間の婚姻等の制度の導入について何ら法的措置がとられていないことの立法不作為が、将来的に憲法第24条第2項に違反するものとして違憲になる可能性はある」旨が示されている。

愛知県内でも、多様な性に対する理解のもと、誰もが自分らしく生き生きと活躍できる社会の実現等を標榜し、名古屋市をはじめ多くの市町村において「パートナーシップ宣誓制度」を導入している。また、来年4月には、都道府県レベルで初めて、LGBTQなどの性的少数者や事実婚のカップル、その子どもを公的に家族と認める「ファミリーシップ制度」を導入する予定である。

このように婚姻についての社会通念や価値観が変遷しつつあると言えらる中で提起された同性間の婚姻制度を巡る一連の訴訟における判決を契機の一つとして、すべての国民が、異性間の婚姻関係と異なる法的効果を受可能な制度や性的少数者の権利擁護に関して、さらに国民的議論が広がるとともに、自由かつ公正な、誰もが「自分らしく生きられる」より良い社会が形成されることを期待する。